

平成十五年六月十三日受領
答弁第七二二号

内閣衆質一五六第七二号

平成十五年六月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）作用の疑われる有害物質に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）作用の疑われる有害物質に関する質問
に対する答弁書

一及び二について

内分泌かく乱化学物質（内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質）であることが証明された化学物質はないものと認識している。また、内分泌かく乱作用（内分泌系に影響を及ぼす作用をいう。以下同じ。）による人体への有害な影響を防止する等の観点から、現に規制を行い、又は規制を行う予定の化学物質はない。

なお、環境省においては、内分泌かく乱作用の有無等に関し、優先して調査研究を進めていく必要性の高い化学物質として、「内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質」のリストを作成し、公表している。このリストに掲載された化学物質ごとの、人体への影響（内分泌かく乱作用であると証明された作用以外によるもの）の内容、当該影響に係る耐受一日摂取量等、主な使用目的等並びに規制内容及び根拠法令は別表のとおりであるが、これらの化学物質が使用されている具体的な製品名は把握していない。

三について

経済協力開発機構（OECD）加盟国において、内分泌かく乱作用による人体への有害な影響を防止する等の観点から現に規制が行われている化学物質はないと承知している。

<p>化学物質</p>	<p>人体への影響の内容及び当該影響に係る耐容一日摂取量、許容濃度等若しくは許容一日摂取量又は実験動物における経口半数致死量若しくは経口無毒性量（注一）</p>	<p>主な使用目的（当該化学物質が非意図的生成物の場合は、主な発生源）</p>	<p>規制内容及び根拠法令（注二）</p>
<p>一 ダイオキシシン類</p>	<p>慢性毒性 耐容一日摂取量 体重一キログラム当たり四ピコグラム（二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシンの毒性に換算した値とする。） 許容濃度等未設定</p>	<p>廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉、鉄鋼業焼結工程、亜鉛回収施設、アルミニウム合金製造施設、セメント製造施設等が主な発生源</p>	<p>販売使用制限等（農取法） 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物（廃掃法） 労働者のばく露防止措置を講ずべき物質及び通知対象物（労働安全衛生法） 特定第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法） 排出規制等（ダイオキシシン法）</p>
<p>二 ポリ塩化ビフェニール類（PCB）</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり〇・一ミリグラム 許容一日摂取量 体重一キログラム当たり〇・〇〇五ミリグラム</p>	<p>かつて熱媒体、ノーカーボン紙用染料の溶解、電気製品の絶縁及びシーリング材の可塑化に使用</p>	<p>特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物（廃掃法） 有害物質（水濁法） 特定化学物質等、製造許可対象物質、名称等表示対象物質及び通知対象物（労働安全衛生法） 第一種特定化学物質（化学物質審査規制法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>

	慢性毒性 許容濃度等未設定	かつてプラスチックの難燃化に使用	保管届出等（PCB法） 特定有害物質（土壌法） 通知対象物（労働安全衛生法）
三 ポリ臭化ビフェニール類（PBB）	慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり 〇・〇〇二ミリグラム		販売使用禁止農薬（農取法） 第一種特定化学物質（化学物質審査規制法） 通知対象物（労働安全衛生法）
四 ヘキサクロロベンゼン（HCB）	急性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり 〇・〇〇二ミリグラム	かつて農薬（除草及び殺菌）として登録	販売使用禁止農薬（農取法） 劇物（毒劇法） 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物（労働安全衛生法） 指定化学物質（化学物質審査規制法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）
五 ペンタクロロフェノール（PCP）	急性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり 〇・五ミリグラム 経口半数致死量 体重一キログラム当たり 八二ミリグラム（マウス） 慢性毒性 経口無毒性量 体重一キログラム当たり 三ミリグラム（ラット）	かつて農薬（除草）として登録	残留農薬基準（食衛法） 販売使用禁止農薬（農取法） 劇物（毒劇法） 通知対象物（労働安全衛生法）
六 二・四・五トリクロロフェノキシ酢酸	急性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり 一〇ミリグラム 経口半数致死量 体重一キログラム当たり 三〇〇ミリグラム（ラット）	かつて農薬（除草）として登録	残留農薬基準（食衛法） 販売使用禁止農薬（農取法） 劇物（毒劇法） 通知対象物（労働安全衛生法）

	慢性毒性 許容一日摂取量設定不能	農薬（除草）	残留農薬基準（食衛法） 通知対象物（労働安全衛生法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）
七 二・四―ジクロロ フェノキシ酢酸	急性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり一〇ミリグラム 慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム当たり一〇・〇ミリグラム		残留農薬基準（食衛法） 通知対象物（労働安全衛生法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）
八 アミトロール	慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり一〇・二ミリグラム 許容一日摂取量設定不能	写真感光材の添加剤及び染料の製造 かつて農薬（除草）として登録	残留農薬基準（食衛法） 通知対象物（労働安全衛生法） 指定化学物質（化学物質審査規制法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）
九 アトラジン	急性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり五ミリグラム 慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム当たり一〇・〇〇四ミリグラム	農薬（除草）	登録保留基準（農取法） 通知対象物（労働安全衛生法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）
一〇 アラクロール	慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム当たり一〇・〇〇五ミリグラム	農薬（除草）	残留農薬基準（食衛法） 登録保留基準（農取法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）

<p>一 C A T (シマジ ン)</p>	<p>慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム ラム当たり〇・〇〇一三ミリグラム</p>	<p>農薬 (除草)</p>	<p>理促進法) 登録保留基準及び水質汚濁性農薬 (農取法) 水質基準 (水道法) 特別管理産業廃棄物 (廃掃法) 有害物質 (水濁法) 指定化学物質 (化学物質審査規制法) 第一種指定化学物質 (化学物質排出把握管理促進法) 特定有害物質 (土壌法) 残留農薬基準 (食衛法) 販売使用禁止農薬 (農取法) 劇物 (毒劇法) 通知対象物 (労働安全衛生法)</p>
<p>一二 ヘキサクロロシ クロヘキサン</p>	<p>急性毒性 経口半数致死量 体重一キログラム ラム当たり七四ミリグラム (マウス) 慢性毒性 一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサンについての許容濃度等 一立方メートル当たり〇・五ミリグラム 許容一日摂取量 体重一キログラム ラム当たり〇・〇一二五ミリグラム</p>	<p>かつて農薬 (殺虫) として登録</p>	<p>販売使用禁止農薬 (農取法) 通知対象物 (労働安全衛生法)</p>
<p>一二のニ エチルパラ チオン</p>	<p>急性毒性 許容濃度等 一立方メートル当</p>	<p>かつて農薬 (殺虫) として登録</p>	<p>販売使用禁止農薬 (農取法) 通知対象物 (労働安全衛生法)</p>

一三 N A C	<p>たり〇・一ミリグラム</p> <p>急性毒性</p> <p>経口半数致死量 体重一キログラム当たり三四七・一ミリグラム（マウス）</p> <p>慢性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当たり五ミリグラム</p> <p>許容一日摂取量 体重一キログラム当たり〇・〇二ミリグラム</p>	<p>農薬（殺虫）、動物用医薬品（防虫及び殺虫）</p>	<p>残留農薬基準（食衛法）</p> <p>劇物（毒劇法）</p> <p>通知対象物（労働安全衛生法）</p> <p>第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>
一四 クロルデン	<p>急性毒性</p> <p>経口半数致死量 体重一キログラム当たり二六五ミリグラム（ラット）</p> <p>慢性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当たり〇・五ミリグラム</p> <p>許容一日摂取量 体重一キログラム当たり〇・〇〇一ミリグラム</p>	<p>かつて農薬（殺虫）として登録</p>	<p>販売使用禁止農薬（農取法）</p> <p>劇物（毒劇法）</p> <p>通知対象物（労働安全衛生法）</p> <p>第一種特定化学物質（化学物質審査規制法）</p>
一五 オキシクロルデン	<p>急性毒性</p> <p>経口半数致死量 体重一キログラム当たり〇・五ミリグラム</p> <p>慢性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当たり〇・五ミリグラム</p> <p>許容一日摂取量 体重一キログラム当たり〇・〇〇一ミリグラム</p>	<p>クロルデンの代謝が主な発生源</p>	<p>第一種指定化学物質（化学物質審査規制法）</p>
一六 trans-ノ	<p>第一四項参照（クロルデンの一成</p>	<p>第一四項参照（クロルデン</p>	<p>第一四項参照（クロルデンの一分</p>

<p>ナクロル</p> <p>一七 一・二―ジプロ モ―三―クロロプロ パン</p>	<p>急性毒性 経口半数致死量 体重一キログ ラム当たり二二―ミリグラム (マウス)</p> <p>慢性毒性 許容濃度等未設定</p>	<p>ンの一成分)</p> <p>かつて農薬(殺虫)とし て登録</p>	<p>劇物(毒劇法) 通知対象物(労働安全衛生法)</p>
<p>一八 DDT</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当 たり一ミリグラム 許容一日摂取量 体重一キログ ラム当たり〇・〇〇五ミリグラ ム</p>	<p>かつて農薬(殺虫)とし て登録</p>	<p>残留農薬基準(DDE及びDDDを含む。) (食衛法) 販売使用禁止農薬(農取法) 通知対象物(労働安全衛生法) 第一種特定化学物質(化学物質審査規制法)</p>
<p>一九 DDE及びDD D</p>	<p>慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログ ラム当たり〇・〇二五ミリグラ ム</p>	<p>源 DDTの代謝が主な発生</p>	<p>残留農薬基準(食衛法) 登録保留基準(農取法) 第一種指定化学物質(化学物質排出把握管 理促進法)</p>
<p>二〇 ケルセン</p>	<p>急性毒性 経口半数致死量 体重一キログ ラム当たり四四ミリグラム(マ ム</p>	<p>農薬(殺虫) かつて農薬(殺虫)とし て登録</p>	<p>残留農薬基準(食衛法) 販売使用禁止農薬(農取法) 劇物(毒劇法)</p>

	<p>慢性毒性</p> <p>ウス)</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当 たり〇・二五ミリグラム</p> <p>許容一日摂取量 体重一キログ ラム当たり〇・〇〇〇一ミリグ ラム</p>		<p>通知対象物(労働安全衛生法)</p> <p>第一種特定化学物質(化学物質審査規制法)</p>
<p>二二二 エンドリン</p>	<p>急性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当 たり〇・一ミリグラム</p> <p>経口半数致死量 体重一キログ ラム当たり五ミリグラム(マウ ス)</p> <p>慢性毒性</p> <p>許容一日摂取量 体重一キログ ラム当たり〇・〇〇〇二ミリグ ラム</p>	<p>かつて農薬(殺虫)とし て登録</p>	<p>残留農薬基準(食衛法)</p> <p>販売使用禁止農薬(農取法)</p> <p>毒物(毒劇法)</p> <p>通知対象物(労働安全衛生法)</p> <p>第一種特定化学物質(化学物質審査規制法)</p>
<p>二二三 デイルドリン</p>	<p>急性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当 たり〇・二五ミリグラム</p>	<p>かつて農薬(殺虫)とし て登録</p>	<p>残留農薬基準(食衛法)</p> <p>販売使用禁止農薬(農取法)</p> <p>劇物(毒劇法)</p>

<p>二四 エンドスルファ ン(ベンゾエピン)</p>	<p>急性毒性 許容濃度等 一立方メートル当 たり〇・一ミリグラム 経口半数致死量 体重一キログ ラム当たり三・五ミリグラム (マウス) 慢性毒性 経口半数致死量 体重一キログ ラム当たり三八ミリグラム(マ ウス) 慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログ ラム当たり〇・〇〇〇一ミリグ ラム</p>	<p>農薬(殺虫)</p>	<p>通知対象物(労働安全衛生法) 有害物質(家庭用品規制法) 第一種特定化学物質(化学物質審査規制法)</p>
<p>二五 ヘプタクロル</p>	<p>急性毒性 経口半数致死量 体重一キログ ラム当たり一〇三ミリグラム 慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログ ラム当たり〇・〇〇五七ミリグ ラム</p>	<p>かつて農薬(殺虫)とし て登録</p>	<p>登録保留基準(農取法) 毒物(毒劇法) 通知対象物(労働安全衛生法) 第一種指定化学物質(化学物質排出把握管 理促進法)</p>
			<p>販売使用禁止農薬(農取法) 劇物(毒劇法) 通知対象物(労働安全衛生法)</p>

	<p>(マウス)</p> <p>慢性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当 たり〇・〇五ミリグラム</p> <p>許容一日摂取量 体重一キログラム ラム当たり〇・〇〇〇五ミリグラム</p>		<p>第一種特定化学物質(化学物質審査規制法)</p>
<p>二六 ヘプタクロルエ ポキサイド</p>	<p>慢性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当 たり〇・〇五ミリグラム</p>	<p>ヘプタクロルの代謝が主 な発生源</p>	<p>通知対象物(労働安全衛生法)</p>
<p>二七 マラチオン</p>	<p>慢性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当 たり一〇ミリグラム</p> <p>許容一日摂取量 体重一キログラム ラム当たり〇・〇二ミリグラム</p>	<p>農薬(殺虫)、動物用医薬品(防虫及び殺虫)</p>	<p>残留農薬基準(食衛法)</p> <p>登録保留基準(農取法)</p> <p>通知対象物(労働安全衛生法)</p> <p>第一種指定化学物質(化学物質排出把握管理促進法)</p>
<p>二八 メソミル</p>	<p>急性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当 たり二・五ミリグラム</p> <p>経口半数致死量 体重一キログラム ラム当たり五〇ミリグラム(ラ</p>	<p>農薬(殺虫)</p>	<p>登録保留基準(農取法)</p> <p>劇物(毒劇法)</p> <p>通知対象物(労働安全衛生法)</p>

	<p>慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム ラム当たり〇・〇一ニ五ミリグラム</p>		
<p>二九 メトキシクロル</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり一〇ミリグラム</p>	<p>かつて農薬（殺虫）として登録</p>	<p>通知対象物（労働安全衛生法）</p>
<p>三〇 マイレックス</p>	<p>慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム ラム当たり〇・〇〇〇ニミリグラム</p>		<p>販売使用禁止農薬（農取法） 第一種特定化学物質（化学物質審査規制法）</p>
<p>三一 ニトロフェン</p>		<p>かつて農薬（除草）として登録</p>	
<p>三二 トキサフェン</p>	<p>急性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり〇・五ミリグラム 慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム ラム当たり〇・〇〇〇ニ五ミリ</p>		<p>販売使用禁止農薬（農取法） 通知対象物（労働安全衛生法） 第一種特定化学物質（化学物質審査規制法）</p>

<p>三三 トリブチルスズ</p>	<p>グラム</p> <p>急性毒性 ビス(トリブチルスズ) 11オキシドについての経口半数致死量 体重一キログラム当たり一七五ミリグラム(ラット)</p> <p>慢性毒性 耐容一日摂取量 体重一キログラム当たり0.000二五ミリグラム 許容濃度等 一立方メートル当たり0.一ミリグラム(スズとして)</p>	<p>かつて船底及び漁網の防汚に使用</p>	<p>劇物(毒劇法) 通知対象物(労働安全衛生法) 有害物質(家庭用品規制法) 第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質(化学物質審査規制法) 第一種指定化学物質(化学物質排出把握管理促進法)</p>
<p>三四 トリフェニルスズ</p>	<p>急性毒性 塩化トリフェニルスズについての経口半数致死量 体重一キログラム当たり八〇ミリグラム(マウス) 酢酸トリフェニルスズについての経口半数致死量 体重一キログラム</p>	<p>かつて船底及び漁網の防汚に使用 かつて農薬(殺菌)として登録</p>	<p>劇物(毒劇法) 通知対象物(労働安全衛生法) 有害物質(家庭用品規制法) 第二種特定化学物質(化学物質審査規制法)</p>

	<p>グラム当たり九三・三ミリグラム（マウス）</p> <p>慢性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当たり〇・一ミリグラム（スズとして）</p>	三五	トリフルラリン	慢性毒性	<p>許容一日摂取量 体重一キログラム当たり〇・〇二四ミリグラム</p> <p>農薬（除草）</p> <p>残留農薬基準（食衛法）</p> <p>第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>		
<p>三六 アルキルフェノール（C五〜C九）、ノニルフェノール及び4-オクチルフェノール</p>		界面活性剤及びフェノール樹脂の製造、ゴムの加硫促進、プラスチックの酸化防止		三七	慢性毒性	慢性毒性	器具又は容器包装等に係る規格基準（食衛法）
三八	A	プラスチックの可塑性、防止	器具又は容器包装等に係る規格基準及びお	ビスフェノール	慢性毒性	耐容一日摂取量 体重一キログラム当たり〇・〇五ミリグラム	

<p>―エチルヘキシル ベンジル</p>	<p>耐容一日摂取量 体重一キログラム当たり〇・〇四〇・一四ミリグラム 許容濃度等 一立方メートル当たり五ミリグラム</p>	<p>塗料の塗膜強化、接着剤の製造</p>	<p>もちや等に係る規格基準（食衛法） 通知対象物（労働安全衛生法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>
<p>三九 フタル酸ブチルベンジル</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり五ミリグラム</p>	<p>プラスチックの可塑化、塗料の塗膜強化</p>	<p>通知対象物（労働安全衛生法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>
<p>四〇 フタル酸ジ―nブチル</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり五ミリグラム</p>	<p>プラスチックの可塑化、塗料の塗膜強化、接着剤の製造</p>	<p>通知対象物（労働安全衛生法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>
<p>四一 フタル酸ジシクロヘキシル</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり五ミリグラム</p>	<p>プラスチックの可塑化、塗料の塗膜強化、接着剤の製造</p>	<p>通知対象物（労働安全衛生法）</p>
<p>四二 フタル酸ジエチル</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり五ミリグラム</p>	<p>プラスチックの可塑化、香料の保留</p>	<p>通知対象物（労働安全衛生法）</p>
<p>四三 ベンゾ（a）ピレン</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等未設定</p>	<p>石炭等の乾留、石油、石炭、木材等の燃焼過程が主な発生源</p>	<p>通知対象物（労働安全衛生法）</p>
<p>四四 二・四―ジクロ</p>	<p>許容濃度等未設定</p>	<p>かつて繊維染色加工に使</p>	<p></p>

<p>ロフェノール</p> <p>四五 アジピン酸ジ 二―エチルヘキシル</p>	<p>慢性毒性</p> <p>耐容一日摂取量 体重一キログラム当たり〇・二八ミリグラム</p>	<p>用</p> <p>プラスチックの可塑化、合成ゴムの軟化、潤滑油の製造</p>	<p>第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>
<p>四六 ベンゾフェノン</p>		<p>医薬品及び殺虫剤の製造、香料の保留、プラスチックの紫外線劣化防止、プラスチックの重合開始</p>	
<p>四七 四―ニトロトルエン</p>	<p>慢性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当たり二立方センチメートル</p>	<p>染料、顔料、医薬品及び農薬の製造</p>	<p>通知対象物（労働安全衛生法）</p>
<p>四八 オクタクロロスチレン</p>			
<p>四九 アルデイカーブ</p>	<p>慢性毒性</p> <p>許容一日摂取量 体重一キログラム当たり〇・〇〇一ミリグラム</p>		<p>残留農薬基準（食衛法）</p>
<p>五〇 ベノミル</p>	<p>慢性毒性</p> <p>許容濃度等 一立方メートル当</p>	<p>農薬（殺菌）</p>	<p>登録保留基準（農取法）</p> <p>通知対象物（労働安全衛生法）</p>

<p>五一 キーポン（クロルデコン）</p>	<p>慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム 許容一日摂取量 体重一キログラム 許容一日摂取量 体重一キログラム</p>	<p>農薬（殺菌）</p>	<p>第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>
<p>五二 マンゼブ（マンコゼブ）</p>	<p>慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム 許容一日摂取量 体重一キログラム 許容一日摂取量 体重一キログラム</p>	<p>農薬（殺菌）</p>	<p>登録保留基準（農取法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>
<p>五三 マンネブ</p>	<p>慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログラム 許容一日摂取量 体重一キログラム 許容一日摂取量 体重一キログラム</p>	<p>農薬（殺菌）</p>	<p>登録保留基準（農取法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管理促進法）</p>
<p>五四 メチラム</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり五ミリグラム 許容一日摂取量 体重一キログラム</p>	<p>かつて農薬（殺菌）として登録</p>	<p>残留農薬基準（食衛法） 通知対象物（労働安全衛生法）</p>
<p>五五 メトリブジン</p>	<p>慢性毒性 許容濃度等 一立方メートル当たり五ミリグラム 許容一日摂取量 体重一キログラム</p>	<p>農薬（除草）</p>	<p>残留農薬基準（食衛法） 通知対象物（労働安全衛生法）</p>

五六	シペルメトリン ラム当たり〇・〇一二五ミリグ ラム	農薬（殺虫）	残留農薬基準（食衛法） 劇物（毒劇法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管 理促進法）
五七	エスフェンバ レート 急性毒性 フェンバレートについての経 口半数致死量 体重一キログラ ム当たり二三〇ミリグラム（マ ウス）	農薬（殺虫）	劇物（毒劇法）
五八	フェンバレレ ー 急性毒性 経口半数致死量 体重一キログ ラム当たり二三〇ミリグラム （マウス） 慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログ	農薬（殺虫）	残留農薬基準（食衛法） 劇物（毒劇法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管 理促進法）

六五 フタル酸ジプロ シル	六四 フタル酸ジヘキ シル	六三 フタル酸ジペン チル	六二 ジラム	六一 ジネブ	六〇 ビシクロゾリン	五九 ペルメトリン
			慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログ ラム当たり〇・〇〇五ミリグラ ム	慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログ ラム当たり〇・〇〇五ミリグラ ム		慢性毒性 許容一日摂取量 体重一キログ ラム当たり〇・〇四八ミリグラ ム
			農薬（殺菌）、ゴムの加 硫促進、船底の防汚	農薬（殺菌）	かつて農薬（殺菌）とし て登録	農薬（殺虫）、動物用医 薬品（防虫及び殺虫）、 医薬品（殺虫）
			登録保留基準（農取法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管 理促進法）	登録保留基準（農取法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管 理促進法）		残留農薬基準（食衛法） 登録保留基準（農取法） 第一種指定化学物質（化学物質排出把握管 理促進法）

(注一)

- 1 「急性毒性」とは、化学物質を一回又は二十四時間以内に数回摂取した場合に、短時間に現れるおそれがある有害な影響をいう。
- 2 「急性毒性」については、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）に基づく毒物若しくは劇物としての指定の際に参照した実験動物における経口半数致死量又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づく通知対象物としての指定の際に参照した許容濃度等を参考までに記載した。
- 3 「許容濃度等」とは、労働者が一日八時間、週四十時間程度、肉体的に激しくない労働強度でばく露される場合に、平均濃度がこの数値以下であればほとんどの労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度として、社団法人日本産業衛生学会が勧告した許容濃度又は米国産業衛生専門家会議が勧告した時間加重平均ばく露限界濃度をいい、許容濃度及び時間加重平均ばく露限界濃度が勧告されている場合には、それぞれの数値のうちいずれか低いものを、その勧告の根拠となった知見（急性毒性及び慢性毒性の双方の観点から勧告されているものもある。）のうちの主なものを勘案し、急性毒性又は慢性毒性のいずれかに係るものとして記載した。なお、「許容濃度等未設定」とは、知見が乏しい等の理由から許容濃度等が勧告されていないものである。
- 4 「経口半数致死量」とは、化学物質を経口投与した場合に、動物の五十パーセントに死亡を引き起こすと期待される統計学的に得られた被験物質の一回投与量をいう。
- 5 「慢性毒性」とは、化学物質を継続的に摂取した場合に、現れるおそれがある有害な影響をいう。
- 6 「慢性毒性」については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく残留農薬基準の設定、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に基づく登録保留基準の設定、労働安全衛生法に基づく通知対象物としての指定、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）に基づく第一種特定化学物質、第二種特定化学物質若しくは指定化学物質の指定若しくは特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）に基づく第一種指定化学物質若しくは特定第一種指定化学物質の指定の際に参照した耐容一日摂取量、許容濃度等、許容一日摂取量若しくは経口

無毒性量又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）に基づく耐容一日摂取量を参考までに記載した。

7 「耐容一日摂取量」とは、環境汚染物質等本来摂取すべきではない物質について、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量をいう。

8 「許容一日摂取量」とは、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量をいう。なお、「許容一日摂取量設定不能」とは、慢性毒性試験の成績からは人についての許容摂取量が設定できないものである。

9 「耐容一日摂取量」及び「許容一日摂取量」については、一部の例外を除き、動物実験の結果を基に設定されるものであり、動物実験の結果が人への影響の推定に用い得ること、動物と人との種差及び人の個体差が一定の数値以内であること、閾値（それ以下では有害影響を発現しない最大用量）が存在すること等を前提として、動物における経口無毒性量等を不确实係数（種差、個体差等を考慮した係数）で除して設定されるものである。

10 「経口無毒性量」とは、動物による毒性試験等において有害な作用が認められなかった最大用量をいう。

（注二）

1 食品衛生法（「食衛法」と略）

（一） 残留農薬基準

第七条第一項、第十条第一項等に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）において「穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの成分規格」等として定められており、この規格に合わない食品については、その製造、輸入等が禁止される等の規制が課される。

（二） 器具又は容器包装に係る規格基準

食品、添加物等の規格基準において「器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」として定められており、この規格に合わない器具又は容器包装については、その製造又は輸入等が禁止される等の規制が課される。

(三) おもちゃ等に係る規格基準

食品、添加物等の規格基準において「おもちゃ又はその原材料の規格」として定められており、この規格に合わないおもちゃについては、その製造又は輸入等が禁止される等の規制が課される。

2 農薬取締法（「農取法」と略）

(一) 登録保留基準

第三条第二項に基づき、環境大臣が、農薬の使用により生じた汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがある場合等に該当するかどうかの基準（昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件））を定め、登録申請のあった農薬が第二条第三項に基づく検査において右基準に該当する場合には、第三条第一項に基づき登録が保留され、申請者に対し当該農薬の品質や使用方法の変更を指示される等の規制が課される。なお、個別の農薬ごとに作物残留又は水質汚濁に係る基準が設定されている場合に限り「登録保留基準」と記した。食衛法に基づく食品、添加物等の規格基準において残留農薬基準が定められている場合には、当該基準が作物残留に係る登録の保留基準となる。

(二) 販売使用禁止農薬

第九条第二項及び第十一条に基づき、登録を受けている農薬の使用により、人畜に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、農林水産大臣により、当該農薬の販売及び使用が禁止される等の規制が課される。

(三) 水質汚濁性農薬

第十二条の二第一項に基づき、その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬として水質汚濁性農薬に指定された場合、都道府県知事は、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨を定めることができる。

(四) 販売使用制限等

第十四条第三項に基づき、農薬の品質等の不良により、農作物、人畜等に害があると認められるときは、農林水産大臣により、当該農薬の販売又は使用が制限される等の規制が課される。

3 毒物及び劇物取締法（「毒劇法」と略）

毒物又は劇物

第二条第一項の毒物又は第二項の劇物に指定された場合は、毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、販売、授与等を行ってはならないこと、容器及び被包に「医薬用外」の文字を表示すること、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること等の規制が課される。

4 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）

水質基準

水道により供給される水は、第四条第二項に基づく水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六十九号）で定められた水質基準に適合するものでなければならぬ等の規制が課される。

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）（「廃掃法」と略）

(一) 特別管理一般廃棄物

第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物については、市町村等は、特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない等の規制が課される。

(二) 特別管理産業廃棄物

第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物については、事業者等は、特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない等の規制が課される。

6 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）（「水濁法」と略）

有害物質

第二条第二項第一号に規定する人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を含む排水を排出する特定事業場には、排水の汚染状態が第三条第一項の排水基準に適合しなければならない等の規制が課される。

7 労働安全衛生法

(一) 特定化学物質等

事業者は、第十四条に基づき、特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業において作業主任者を選任しなければならないこと、第二十二条に基づき、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと等の規制が課される。

(二) 労働者のばく露防止措置を講ずべき物質

事業者は、第二十二条に基づき、廃棄物の焼却施設におけるばいじんを取り扱う作業場について、空气中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない等の規制が課される。

(三) 製造許可対象物質

第五十六条第一項に基づき製造の許可を受けるべき有害物に指定された場合は、当該物質を製造しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない等の規制が課される。

(四) 名称等表示対象物質

第五十七条第一項に基づき名称等を表示すべき有害物に指定された場合は、当該物質を譲渡し、又は提供する者は、当該有害物の名称、成分、含有量等を容器又は包装に表示しなければならない等の規制が課される。

(五) 通知対象物

第五十七条の二第一項に基づき通知対象物に指定された場合は、当該物質を譲渡し、又は提供する者は、当該対象物の名称、成分、含有量等をその相手方に通知しなければならない等の規制が課される。

8 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）（「家庭用品規制法」と略）

有害物質

第二条第二項に基づき有害物質に指定された場合は、第四条第一項に基づき指定された家庭用品が当該物質の含有量、溶出量又は発散量に関する基準に適合しない場合には、その製造、輸入、販売等が禁止される等の規制が課される。

9 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（「化学物質審査規制法」と略）

(一) 第一種特定化学物質

第二条第二項に基づき第一種特定化学物質に指定された場合は、第六条又は第十一条に基づき製造時又は輸入時に許可を受けるべきこと、第十四条に基づき特定用途以外での使用が禁止されること等の規制が課される。

(二) 第二種特定化学物質

第二条第三項に基づき第二種特定化学物質に指定された場合は、これを製造し、又は輸入する者は、第二十六条第一項及び第六項に基づき、その予定数量及び実績数量を届け出なければならない等の規制が課される。

(三) 指定化学物質

第二条第四項に基づき指定化学物質に指定された場合は、これを製造し、又は輸入した者は、第二十三条第一項に基づき、その実績数量を届け出なければならない等の規制が課される。

10 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（「化学物質排出把握管理促進法」と略）

(一) 第一種指定化学物質

第二条第二項に基づき第一種指定化学物質に指定された場合は、第一種指定化学物質等取扱事業者は、第五条第二項の規定に基づき、当該物質の取扱量が一トン以上である事業所ごとの排出量及び移動量を主務大臣に届け出なければならない等の規制が課される。

(二) 特定第一種指定化学物質

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十八号）第四条第一項第一号イに規定する特定第一種指定化学物質については、第一種指定化学物質等取扱事業者は、当該物質の取扱量が〇・五トン

以上である事業所ごとの排出量及び移動量を主務大臣に届け出なければならない等の規制が課される。

- 11 ダイオキシン類対策特別措置法（「ダイオキシン法」と略）
排出規制等

第二条第一項に規定するダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する特定施設に対し、第八条第一項に基づく排出基準を遵守しなければならない等の規制が課される。

- 12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（「PCB法」と略）
保管届出等

第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物については、事業者は、第八条に基づき当該物質の保管の状況等を届け出なければならぬこと、第十条に基づき一定の期間内に当該物質を処分しなければならないこと等の規制が課される。

- 13 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（「土壤法」と略）
特定有害物質

第二条第一項に基づき特定有害物質に指定された場合は、当該物質の製造工場等の敷地であった土地の所有者等に対し、第三条第一項に基づき、土壤の汚染状況の調査及び報告が義務付けられる等の規制が課される。